

令和 8 年 4 月 2 日

職員の懲戒処分等について

令和 8 年 4 月 2 日付けで、下記のとおり懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

記

《事案 1》

1. 被処分者 水道部 係長 男性 (40 代)
2. 処分の内容 停職 1 月
3. 処分年月日 令和 8 年 4 月 2 日
4. 処分事案の概要

令和 7 年 6 月 9 日 (月)、勤務を終え市内の飲食店で飲食し、自家用車で帰宅する途中、翌日の午前 1 時頃、居眠り運転により、市内において街路灯や街路樹等に衝突する事故をおこしたうえ、警察等への報告義務を怠り、車両を放置したままその場から立ち去ったもの。

このような行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるとともに、本市行政の信用を失墜させ、地方公務員法第 33 条に違反するものであるため、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき処分を行った。

《事案 2》

1. 被処分者 経済部 係長 男性 (40 代)
2. 処分の内容 戒告
3. 処分年月日 令和 8 年 4 月 2 日
4. 処分事案の概要

令和 7 年 12 月 14 日 (日)、四街道市内の交差点を直進するにあたり、交差点手前で停止後、交差道路の青信号を自車の対面信号と誤認し、赤信号のまま時速約 20 km で同交差点内に進入したことにより、左方道路から進行してきた車両と衝突し、相手方に全治約 16 日間を要する傷害を負わせたもので、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基づき処分を行った。

《事案3》

1. 対象者（当時） ① 都市部 課長補佐 男性（40代）
② 都市部 係長 男性（40代）
③ 都市部 主査 男性（30代）

2. 措置の内容 ① 訓告
② 訓告
③ 訓告

3. 措置年月日 令和8年4月2日

4. 事案の概要

平成31年4月5日付けで都市計画決定した「小菅地区地区計画」において、成田市地区計画等の案の作成手続きに関する条例で、申出要件の1つとして規定している同意率の算定方法に誤りがあり、要件を満たさないまま申出書を受理し手続きを進めたことは、不適正な事務処理により市の信用を失墜させるものであり、将来を戒めるための措置を行い、今後、一層職務に精励するよう強く求めた。

5. その他

当時の都市部長及び都市計画課長については、すでに退職しており、地方公務員法の適用を受けないため、処分の対象外としております。

市長コメント

交通法規の遵守や交通事故防止につきましては、これまでも度々注意喚起を行ってきたところですが、このような事故を起こしたことは極めて遺憾であり、被害にあわれた方に対しお見舞いを申し上げますとともに、市民の皆様に対し心よりお詫び申し上げます。

併せまして、この度の不適正な事務処理により、市民の皆さまの市政に対する信頼を大きく損ないましたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

今後、再びこのような事態が発生することがないように、職員に対し改めて公務員としての自覚の高揚と法令の遵守を徹底するとともに、厳正な職務の執行と組織的なチェック体制の整備を図り、市民の皆さまの信頼を回復出来るよう、全力で取り組んでまいります。